

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇ 条 例 鳥取県埋蔵文化財センター設置条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◇ 教委規則 鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則

◇ 人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県埋蔵文化財センター設置条例をここに公布する。

昭和五十七年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十四号

鳥取県埋蔵文化財センター設置条例

(設置)

第一条 埋蔵文化財の調査研究を行うとともに、その保存と活用を図り、もつて県民の文化的向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十条の規定に基づき、鳥取県埋蔵文化財センターを若美郡国府町に設置する。

(職員)

第二条 鳥取県埋蔵文化財センターに、事務職員その他の所要の職員を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年六月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十五号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第五号を次のように改める。

五 重度心身障害者

附則に次の一項を加える。

12 職員が行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)第十一条第一項の給付を受ける場合においては、同条の規定を児童手当法の規定と、当該給付を同法に基づく児童手当とみなして、第八条第四項の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条第二項第五号の改正規定は、昭和五十七年十月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月一日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県埋蔵文化財センター(以下「埋蔵文化財センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 埋蔵文化財センターにおいては、次に掲げる事務を行う。

- 一 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- 二 埋蔵文化財関係職員その他関係者の研修に関すること。
- 三 埋蔵文化財の発掘調査及び保存に係る指導及び助言に関すること。
- 四 出土品の整理及び公開に関すること。
- 五 埋蔵文化財発掘調査に係る記録の収集整理に関すること。
- 六 その他埋蔵文化財の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(内部組織及び分掌事務)

第三条 埋蔵文化財センターに、庶務係及び調査指導係を置く。

2 係の分掌事務は、所長が定める。

3 所長は、係の分掌事務を定めるときは、これを教育長に報告しなければならない。

(職制)

第四条 埋蔵文化財センターに所長を、係に係長を置く。

2 所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行さ

せるため、必要があると認めるときは、埋蔵文化財センターに次長を置くことができる。

(職員の種類及び職)

第五条 埋蔵文化財センターの職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員とする。

2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、係長、文化財主事及び主事とする。

(職員の分担事務)

第六条 職員の分担事務は、所長が定める。

2 所長は、職員の分担事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理運営に關し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、所長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 埋蔵文化財センターの調査指導係長及び文化財主事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥

取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の五の一等級の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 埋蔵文化財センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する文化財主事の職務

別表第三の五の二等級の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 埋蔵文化財センターの係長又は文化財主事の職務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の教育委員会事務局及び教育機関の教育機関の項中

育センター

所 長
次 長
係 長

社会教

を

社会教育センター

埋蔵文化財センター

所 長
次 長
係 長

所 長
次 長
係 長

に改める。

別表第四の教育機関及び教育委員会事務局の教育機関の項中

社会教

<p>昭和五十七年六月一日</p> <p>管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則</p>	育主事		<p>を</p>		育センター
		主事			社会教育センター	係長 社会教育主事 研修主事
					埋蔵文化財センター	係長 社会教育主事 研修主事
					文化財主事	係長 社会教育主事 研修主事

<p>昭和五十七年六月一日</p> <p>管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則</p>	三 種	三 種	<p>を</p>		鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵
		三 種	三 種		社会教育センター	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
					埋蔵文化財センター	管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。
					所 長	別表の教育委員会事務局及び教育機関の教育機関の項中

昭和五十七年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中「職員厚生課厚生係長」を「職員厚生課管理係長」に改め、同表の知事の事務部局の内職相談所の項を次のように改める。

婦人就業援助センター
所 長

別表の教育委員会の事務部局等の教育機関の項中

社会教育センター

所 長	
を	
社会教育センター	所 長
埋蔵文化財センター	所 長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】